

今後の若年者雇用に関する研究会開催要綱

1 趣旨

少子化に伴い若年労働力人口が減少する中において、地域を活性化し、我が国全体の社会経済の安定的な発展を実現するためには、社会の重要な担い手である若者について、適切なマッチングの下での雇用を促進しその能力が有効に発揮されることが重要である。

そのため、平成27年に施行された青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づき、次代を担う若者がその能力を発揮して活躍できる環境を整備してきたところであるが、依然として、未就職卒業者や最初の職場を早期に離職してしまうなど、人生経験や職業経験に乏しい若者特有の課題も残っている。

さらに、大学生の新卒採用については、これまでの新卒一括採用によるメンバーシップ型雇用に加え、ジョブ型雇用への移行の可能性が示されるなど、大学生の就職慣行が大きな節目を迎えつつある。このような課題に対応するためには、適切な情報提供等による適職の選択の促進、職業能力の開発・向上の促進等を通して、若者の雇用を促進し、若者が安定的な雇用環境の下で円滑にキャリア形成を行うことができるような環境整備をより一層強化していくことが重要である。

若者雇用促進法附則第二条においても、法施行後5年を目途に施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づく必要な措置を講ずることとされ、今後、労働政策審議会において同附則に基づく検討を行う予定であることから、労働政策審議会の議論に先立ち、上記の観点を踏まえて、今後の若年雇用政策の在り方について幅広く検討するため、「今後の若年者雇用に関する研究会」を開催する。

2 検討事項

研究会においては、前記の趣旨を踏まえ、若年者雇用に係る現状と課題に関し、幅広く意見交換するものとする。

3 スケジュール

令和元年9月から検討を開始し、令和2年5月を目処に最終的なとりまとめを行う。

4 参集者

別紙のとおり

5 研究会の運営

- (1) 研究会は、厚生労働省人材開発統括官が学識経験者等の参集を求め、開催する。
- (2) 研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 研究会の庶務は、人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において行う。

(別紙)

今後の若年者雇用に関する研究会参集者

| | | |
|------|------|-----------------------|
| かぜかみ | きちこ | 慶応義塾大学商学部 准教授 |
| げんだ | ゆうじ | 東京大学社会科学研究所 教授 |
| さかつめ | ひろみ | 法政大学キャリアデザイン学部教授 |
| つねみ | ようへい | 千葉商科大学国際教養学部 専任講師 |
| はら | まさと | 成蹊大学法学部 教授 |
| ほり | ゆきえ | (独) 労働政策研究・研修機構 主任研究員 |
| みかわ | としき | 追手門学院大学心理学部 教授 |

(五十音順、敬称略)